

事業復活支援金について

シルバー人材センターの会員の皆様には、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、感染防止の観点から就業することを取りやめている方や受注件数減少により就業機会が減少している方など、配分金収入が減少し、少なからず生活に影響が及んでいる方がいらっしゃるものと察するところです。

会員の皆様のうち、個人事業主である方について、新型コロナウイルス感染症の影響による売上の減少を要件とする、国の支援策について以下のものがありますので、ご案内申し上げます。

なお、支援策の給付対象となり得るかの確認につきましては、下記相談窓口に確認していただきますよう、よろしくお願いいたします。

【支援策】

●事業復活支援金（中小企業庁所管支援事業）

※申請期間が令和4年5月31日（火）まで

申請前に必要な事前確認の実施が令和4年5月26日（木）まで

となっていますので、留意願います。

（参考）

事務局ホームページ：<https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/>

相談窓口：0120-789-140（IP電話専用：03-6834-7593）

※相談窓口の受付時間は、8時30分～19時00分（土日・祝日含む全日）